

「土地区画整理事業の見直し(変更素案)」についての市民意見募集

これまでの都市計画は、人口の増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として決定されてきましたが、長期にわたり事業が行われず現在に至っているものがあります。長期未着手の都市計画については、国の都市計画運用指針においても、必要性の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示される中で、その見直しの動きが全国的なものとなっています。

本市においては、平成23年度から兵庫県とともに都市計画道路網の見直しを行っており、これらに併せ市街地開発事業の見直しも進めていく必要があります。

市内の市街地開発事業をみると、市街地再開発事業は全ての地区で事業が完了していますが、土地区画整理事業については、『中部土地区画整理事業』において、都市計画決定されたものの長期間にわたり事業化されていない区域が存在しています。

このような中、本市では「長期未着手土地区画整理事業の見直しに関する基本方針」（平成26年8月）を策定し、この基本方針に基づき、中部土地区画整理事業の必要性などについて検証を行いました。

このたび、見直しに伴う「中部土地区画整理事業見直し素案(変更素案)」を取りまとめましたので、お知らせするとともに、市民の皆様からの意見を募集いたします。

ご意見の提出について

- 募集期間 平成26年9月25日(木)～平成26年10月24日(金)
- 提出方法 ◇ご住所(所在地)・お名前(団体名・代表者名)とご意見の内容をご記入の上、持参または郵送、ファックス、電子メールで提出してください。
※電話または窓口での口頭によるご意見は受け付けていません。
◇様式は自由ですが、参考様式をホームページ・窓口で用意していますのでご利用ください。
- いただきましたご意見の取扱い
◇ご意見については、ご住所、お名前などの個人情報を除き公表する場合があります。
◇ご意見に対し、提出された方への個別の回答はいたしません。
◇提出いただいた原稿等はお返しいたしません。
- 意見の公表 ご意見は、市の見解とともにホームページ等で公表(お名前等は非公表)する予定です。
- 提出・問合せ先
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所 都市建設部 都市整備課
電話：0797-38-2074 ファックス：0797-38-7974
メール：info@city.ashiya.lg.jp

1. 長期未着手土地区画整理事業の見直しに関する基本方針

別添資料のとおり。

2. 中部土地区画整理事業見直し素案（変更素案）

1) 見直し対象

箇所：川西町，公光町，宮塚町，打出小槌町の各一部

面積：都市計画決定区域 2 1. 6 h a のうち未着手 1 1. 5 h a

2) 見直し検証結果

「長期未着手土地区画整理事業の見直しに関する基本方針」に基づき，対象区域について検証を行った結果，

“当初の都市計画決定の目的は達成されており，また，対象区域内の都市基盤は整備されているため，土地区画整理事業の必要性はなく，都市計画区域は一旦廃止する。なお，今後，事業化の動きがあれば，必要に応じ再度，都市計画決定の手続きを行う。”

3. 都市計画決定等の手続

中部土地区画整理事業の変更素案について，この度募集します市民の皆様のご意見により，変更案を作成し，概ね以下のスケジュールにより都市計画の変更手続を進めていきます。

